

北陸新幹線関連公共施設等整備事業

- | | |
|------------|--|
| 対象行政区 | ・北陸新幹線計画にかかる15行政区（指中、樋山、蓮ヶ浦、柿原、山西方寺、清王、高塚、青ノ木、桜ヶ丘、旭、菅野、北稻越、伊井、南稻越、池口） |
| 対象事業 | ・道路、河川、公園施設、用排水路等の整備（測量設計費及び用地補償費を含む）
・集会施設の整備（測量設計費を含む）
・分断された不整形農地の整備（測量設計費を含む） |
| 事業の流れ | 全体計画の策定・・・・・・・・平成27年度
用地取得率50%以上（面積ベース）となった区から事業実施 |
| 発注者 | ・市 又は 行政区（集会施設、区道等） |
| 実施期間 | ・用地取得率50%以上（面積ベース）となった日から、開業の1年後まで
なお、用地取得には、地上権設定を含む |
| 総事業費 | ・約 2億9,000万円 |
| 区ごとの事業費の算定 | ・均等割（2割）
・延長割（8割） |
| 留意事項 | ・用地測量を終えた段階で延長を計算して、区ごとの事業費を確定します。
・他の補助事業等の一部とすることはできません。（地元負担金など）
・規模が大きいものについても、区ごとの事業費に達した時点で完了とします。 |

「集会施設の整備」の運用

区 分	内 訳
対象	・新築（造成、建物）増築、改築、修繕
事業主体	・行政区 ・事業費負担割合（県1 / 2、市1 / 2）
発注者	・行政区
留意事項	<ul style="list-style-type: none">・他の補助金等との併用はできない・用地補償費は対象としない（用地は区で確保）・測量設計費は対象とする・集会施設の修繕は対象とする（10万円以上）・集会施設の補修は対象としない（例 網戸張替え、畳表替え 等）・集会施設に固定された備品は対象とする （対象例：エアコン、照明器具、太陽光発電 等 対象外例：テレビ、冷蔵庫、什器等）・集会施設に関連する施設（防災倉庫等）は対象とする・集会施設又は防災倉庫内で保管する防災用品は対象とする（10万円以上）

